

## 地域公共交通活性化・再生に向けた取組について

### 1. 地域公共交通活性化・再生総合事業の趣旨

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年10月施行)(以下、「法」という)を活用し、地域の多様な公共交通に対するニーズに応えるため、鉄道・バス・旅客船等の事業を一括支援する制度を新たに設け、地域の創意工夫ある自主的な取組を促進しようとするものである。本町の場合は、バスを中心とした公共交通の活性化を目指す。

### 2. 地域公共交通総合連携計画(法定計画)の策定調査

法第5条に基づき、地域公共交通の活性化及び再生を総合的かつ一体的に推進するための計画を作るための調査を行う。

- ・経費に対する国からの補助(定額)
- ・法第6条に基づく協議会(法定協議会)が補助事業対象者。

### 3. 具体的方法

専門家による調査を行い、本町の公共交通の現状を分析し、その上で、地域公共交通総合連携計画を策定し、公表する。

策定した連携計画は、これからの本町の公共交通政策を推進するに当たっての指針とする。

#### \*主な調査内容(予定)

##### ①基礎調査

地域内の人口分布状況、目的施設の立地状況など、公共交通サービスを検討する上で必要になる基礎的情報の調査と整理を行う。

##### ②公共交通の利用実態調査

現状における公共交通の利用方法などの把握を行う。OD調査(行き先調査)や利用者アンケートなどを行い、利用頻度や運行前の移動手段、外出頻度の変化などの調査を行う。

##### ③公共交通ニーズに関する住民調査

とくにバスの未利用者に対して、アンケートやグループインタビューなどを通じて、バスの認知度や利用意向、改善点などを把握する。また、普段の交通行動(交通目的、頻度、利用交通手段)などの調査を行う。

### 4. 期間

平成22年4月1日～平成23年3月31日